

福岡県歯科衛生士養成校巡回実習教育事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 福岡県歯科衛生士養成校巡回実習教育事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5条。以下「規則」という。）の規定による他、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき、文部科学大臣の指定を受けた歯科衛生士学校及び知事の指定を受けた歯科衛生士養成所（以下「養成校」という。）の巡回実習教育に必要な経費を補助することにより、養成校における教育内容の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、養成校が行う福岡県歯科衛生士養成校巡回実習教育事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

3 補助対象経費の区分及び補助率等は、別表のとおりとする。

4 前3項の規定にかかわらず、養成校が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている場合

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている場合

(4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している場合

イ 暴力団員が実質的に運営している場合

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している場合

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している場合

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合

(補助金の交付額)

第4条 この補助金は、次の(1)と(2)により算出された額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、規則第20条の規定により知事が別に定める期間内に、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (3) 知事に承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 養成校は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(交付決定の取消)

第6条 知事は、養成校が前条に規定する条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付申請をしようとするときは、様式第1号による申請書を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(事業変更等の承認)

第8条 養成校は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請内容の変更(補助金の交付額が増額とならない範囲において、事業に要する経費の10%以内の変更を除く)をしようとするときは、毎年1月10日までに様式第2号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 養成校は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第9条 この補助金の交付の方法は、概算払によることができるものとする。

2 養成校が概算払の請求をしようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、事業完了後1カ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式第5号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて第4条に規定する算定方法により算定した額と交付決定額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、養成校に対して報告をさせ、又は養成校の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 養成校は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行し、昭和63年度から令和7年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成元年11月4日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業費補助金交付要綱の規定は平成元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年1月30日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業費補助金交付要綱の規定は平成2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年9月12日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業費補助金交付要綱の規定は平成3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年12月16日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業費補助金交付要綱の規定は平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年度3月15日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床

実習教育事業費補助金交付要綱の規定は平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年1月30日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業費補助金交付要綱の規定は平成6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年9月30日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業費補助金交付要綱の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月25日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業費補助金交付要綱の規定は、平成10年4月1日の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月9日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成校巡回実習教育事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度からの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行し、改正後の福岡県歯科衛生士養成校巡回実習教育事業費補助金交付要綱の規定は令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
歯 科 衛 生 士 養 成 校 巡 回 実 習 教 育 事 業	次により算出された額の 合計額 1 特殊教育実習経費 部外講師分 時間×@6,000円 (ただし、24時間を限 度とする。) 2 指導教員雇上経費 延人×@10,000円 (ただし、延55人を限 度とする。)	歯科衛生士養成校の 巡回実習に必要な次 に掲げる経費 1 講師等謝金 (特殊教育講師及び 巡回実習指導教育に 要する謝金)	10分の10